

DV対策の今後 の方向性—DV 防止法の課題

女性に対する暴力に関する専門調査会ヒ
アリング

20200729

戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）



1. DV対策の見直しの基本的な考え方— なぜDV防止法改正が必要か

(1) 制度設計の抜本的な見直し

1) 被害当事者の権利保障の観点の必要性

- 被害者の権利保障を中核へ

 - ➡「前文」の再検討

- 被害者の権利保障のための支援

 - ➡権利擁護制度

1. DV対策の見直しの基本的な考え方ー なぜDV防止法改正が必要か

2) 被害者が逃げることを前提とした制度設計からの転換

➡「論点」⑤

- 「実際に別れた」1割（内閣府調査）、多様なDV被害者（「在宅DV被害者」）
- 被害者にとって逃げる選択肢しかないことで被る不利益
- 支援の硬直化・断絶＝「逃げる支援」（一時保護につなぐ支援）／一時保護以外・保護後の支援➡支援ニーズに即した包括的・継続的支援の不在（シェルターネット）
- コロナ禍で新たに顕在化したDV相談の傾向

1. DV対策の見直しの基本的な考え方—なぜDV防止法改正が必要か

3) 被害者がその場を離れるか／とどまるかを選択できる制度設計

◦ 欧州評議会「イスタンブール条約」2011

← 欧州人権条約8条（私生活・家族生活・住居・通信の自由の尊重を受ける権利）

＜安全確保と支援の両輪＞ 52条緊急退去・接近禁止命令、53条保護命令、56条保護措置、20条、22条～25条

一般的支援（保健福祉・経済的支援・住宅・教育・就労支援—行政）と専門的支援（ホットライン・シェルター・支援センターなどによる中長期的支援—民間）

◦ pro-active protection（先回りの安全確保）

◦ 女性に対する暴力の犯罪化

1. DV対策の見直しの基本的な考え方ーなぜDV防止法改正が必要か

4) DV防止法独自の被害者支援制度へ

- DV防止法第2章配偶者暴力相談支援センター等

- 婦人保護事業の仕組みの転用、しかし、DVセンター化

- ➡婦人保護事業の縛りー「支援」概念ない、自立支援の仕組みがない、施設主義による集団的支援、しかも単線型支援（売春防止法第4章「保護更生」に法的根拠）

- ➡DV防止法の縛りー危険の回避最優先の運用

1. DV対策の見直しの基本的な考え方ー なぜDV防止法改正が必要か

(2) DV防止法の中核的な制度の機能不全

1) 一時保護・保護命令の再検討

- 一時保護件数の停滞から減少へ（2015年度以降）

- 保護命令件数の既済件数の減少（2016年以降）

➡保護命令申立て理由の精神的暴力への対象拡大へ（精神的暴力）、対象範囲拡大へ（同伴する子）➡論点①

2) 「保護」中心から自立支援制度を含む包括的支援制度の構築へ

2. 主な「論点」について

(1) 保護命令申立て理由の対象範囲拡大

- 精神的暴力 野田市事件における母親に対するDVの評価

私的領域における権力論（千田2018）

「よりそいホットライン」相談事例調査（山本2020）

- 精神的暴力（狭義）一威圧的、脅迫的態度、言葉による暴力、人格の否定・無能呼ばわり、無視など、社会的暴力（一人で決める、行動制限など）、経済的暴力（生活費を渡さない）、性的暴力、子どもを使った暴力など「身体的暴力」に含まれてこなかった暴力
- 従来見落とされてきた行為を含めて複合的に現象、心身・生活への影響→暴力による支配・コントロール
- 法務省の議論（将来の行為の法的制約と刑罰）と保護命令制度の再考

2. 主な「論点」について

(2) 加害者更生のための指導及び支援の在り方

1) 加害者対策の必要性

内閣府「配偶者等に対する加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書2016

- 加害者の責任に対する社会的認識の低さ←法的責任不問
- 被害者にとって逃げる選択肢しかないこと
- 被害者支援の一環としての加害者対策

<新たな課題>

- 加害者と同居を継続する被害者への支援の必要性（コロナ禍、世帯内に隠された女性の貧困丸山2020）
- 面会交流紛争

2. 主な「論点」について

2) DVの犯罪化とDVの特質

- 反復性・継続性・複合性→第三者が介入しにくい閉鎖的な私的生活全体への影響
- 関係の非対称性
- 諸外国の立法例 * オーストリア2009刑法改正
「反復する暴力」の犯罪化・刑罰加重

3) 加害者更生教育の制度化

- 加害者に教育を受けさせるための仕組み、法的根拠
* 台湾 保護命令（加害者への処遇計画命令）

2. 主な「論点」について

4) 予防教育の制度化

- 台湾DV法2015改正（59条、60条）→学校教職員の教育、高校以下の学校（幼稚園まで）教育におけるDV防止教育（年4時間）の義務化
- 韓国2019「女性に対する暴力防止基本法」施行→女性に対する暴力予防教育を幼児教育から高等教育まで実施（19条）
（藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」外国の立法281、2019.9）
- 法的根拠、プログラムの内容、事業の担い手、民間団体との連携
- 2020.6「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

2. 主な「論点」について

(3) DV対応と児童虐待対応の連携強化

1) 2019野田市事件を契機に、児童福祉法等改正➡婦人相談所・婦人相談員の児童虐待早期発見、児相のDV被害者保護への協力

2) 「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」2019
➡婦人相談所にコーディネータ設置、心理的ケアなどの体制整備、リスク判断・連携方法についてガイドラインの策定

2. 主な「論点」について

3) 運用上の課題

- 婦人相談所と児相との連携の実際
- 児相のDV認識・理解
 - ➡DV防止法改正—子どもの被害者としての位置づけ

4) 婦人保護事業見直しの課題

- 「要支援女性・子ども地域連絡協議会」（要対協）の設置
- 市区町における支援体制の強化—市区の責任明記、市区への婦人相談員設置義務化、市区への家族紛争ソーシャルワーク業務拠点の整備など

2. 主な「論点」について

(4) 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携

1) 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方
検討会中間まとめ」との調整

- DV防止法改正による先行—第2章配偶者暴力相談支援センター等→DVセンター（3条）・婦人相談員の業務（4条）
- 一時保護制度、自立支援制度

2. 主な「論点」について

2) 民間団体

- ①DV被害者支援システムにおける民間団体の位置づけ（現行法上は一時保護委託先、援助の対象）
- ②公的な財政援助の仕組みの検討
 - 日本国憲法89条「公の支配に属さない慈善・教育・博愛事業」への「公の財産の支出または利用の制限」
 - 2012厚労婦人保護事業課題検討会で検討
 - ➡社会福祉法2条「第二種社会福祉事業」の可能性
 - 2020年度内閣府「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」